

～介護施設での食費・部屋代の軽減基準について～ 令和7年8月から

負担軽減の対象となる低所得者

利用者負担段階	主な対象者		預貯金額(夫婦の場合)
第1段階	- 生活保護受給者 - 世帯(世帯を分離している配偶者を含む。以下同じ。)全員が市町村民税非課税である老齢福祉年金受給者		1,000万円(2,000万円)以下
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税	年金収入金額(非課税年金も含む)＋合計所得金額が80万9,000円以下	650万円(1,650万円)以下
第3段階①		年金収入金額(非課税年金も含む)＋合計所得金額が80万9,000円超～120万円以下	550万円(1,550万円)以下
第3段階②		年金収入金額(非課税年金も含む)＋合計所得金額が120万円超	500万円(1,500万円)以下
第4段階	- 世帯に課税者がいる者 - 市町村民税本人課税者		

○利用者負担段階と一日当たりの個人負担額 …60円/日引き上げ後の金額

区分	居住費				食費
	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室(特養)	多床室	
第1段階	880円	550円	550円 (380円)	0円	300円
第2段階	880円	550円	550円 (480円)	430円	390円 (600円)
第3段階①	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	650円 (1,000円)
第3段階②	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	1,360円 (1,300円)
第4段階	2,066円	1,728円	1,728円 (1,231円)	915円	1,445円

●詳細につきましては、あさぎり町高齢福祉課(45-7215)にご連絡ください。